

平成 29 年 11 月 16 日

【照会先】

三次市産業環境部商工労働課
課長 細美 健
係長 押谷 水砂
(電話) 0824 (62) 6170

広島労働局職業安定部 職業安定課
課長 山下 宣孝
課長補佐 永谷 博之
(電話) 082 (502) 7831

報道関係者 各位

三次市と広島労働局は雇用対策協定を締結します！

三次市（市長 増田 和俊）と厚生労働省広島労働局（局長 川口 達三）は、拠点性を生かした“仕事づくり”など戦略的な施策を進めるとともに、2本の高速道路が交差し中国地方の十字路となる地理的優位性を活用し、産業集積など地域の強みを生かした雇用の拡大、人材育成など産業施策と一体となった雇用対策を推進することを目的として、雇用対策法に基づく雇用対策協定を締結することとしました。

なお、広島労働局長が市町の長と雇用対策協定を締結するのは県内初となります。

については、下記によりこの協定の締結式を行いますのでお知らせします。

記

➤ 日 時

平成 29 年 11 月 22 日（水） 14：15～14：45

➤ 会 場

三次市役所 本館 3 階会議室

➤ 内 容

- 三次市雇用対策協定の概要説明
- 三次市長と広島労働局長による協定書署名（写真撮影）

【三次市雇用対策協定の概要】

《目 的》

三次市と広島労働局は、拠点性を生かした“仕事づくり”など戦略的な施策を進めるとともに、2本の高速道路が交差し中国地方の十字路となる地理的優位性を活用し、産業集積など地域の強みを生かした雇用の拡大、人材育成など産業施策と一体となった雇用対策を推進する。

《内 容》

- 若者への就職支援、女性の活躍促進、人材育成等に向けた取組、高齢者や障害のある方の就業機会の拡大、生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援、U I J ターン就職の支援など、連携体制の強化による総合的な雇用対策を推進する。
- 具体的な取組については、三次市と広島労働局が共同で設置する運営協議会において、毎年度「事業計画」を定め実施する。